

## 新型コロナウイルス感染症の影響により再入国許可の有効期間内に日本への再入国が困難な永住者の方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、再入国許可又はみなし再入国許可の有効期間内に再入国が困難な永住者の方は、以下の方法で再度入国することができますので、居住先の日本国大使館・総領事館に相談してください。

### ① 再入国許可の有効期間が過ぎている又は有効期間内に再入国が困難な場合

居住先の日本国大使館・総領事館で再入国許可の有効期間を延長できる場合があります。

〔延長できる期間は、有効期間の満了日から最長1年間です。〕

再入国許可の有効期間が延長された場合には、新たな有効期間内に日本へ再入国してください。延長できなかった場合は、②の方法で入国してください。

### ② みなし再入国許可の有効期間が過ぎている場合（①の方法ができない場合を含む。）

〔再入国許可又はみなし再入国許可の有効期間の満了日が、2020年1月1日から2023年4月30日までの方が対象です。〕

2023年4月30日までに、居住先の日本国大使館・総領事館に「定住者」の査証申請をしてください。

査証が発給されたら、入国時に、日本の空港で「永住者」として新たに入国するための手続をとることができます。

※1 ①及び②の手続に必要な書類については、以下の外務省のホームページをご確認ください。

[https://www.mofa.go.jp/about/emb\\_cons/mofaserv.html](https://www.mofa.go.jp/about/emb_cons/mofaserv.html)（外務省のウェブサイトへ移動します。）

※2 本措置の対象となる方が、本措置を利用せず、以下の①又は②により「永住者」以外の在留資格で日本に入国した場合は、入国後6か月以内に永住許可申請を行っていただければ、永住許可申請書、申立書（[別添参考様式1](#)）、従前の在留カードの写し（コピー）をもって審査を行います（必要に応じ、その他の資料を求める場合があります。）。

① **2023年10月31日**までに申請した査証の有効期間内に、「永住者」以外の在留資格により日本に入国した場合

② 査証を所持することなく、**2023年10月31日**までに「永住者」以外の在留資格により日本に入国した場合

ただし、日本に入国した後に永住許可を受ける場合は、1名につき8000円の手数料が必要ですので御留意ください。

また、入国後6か月を超えてから永住許可申請をされる場合は、通常の永住許可申請と同様の立証書類が必要になりますのでご留意ください。

なお、永住許可を受けることにより中長期在留者となる方は、永住許可後お住まいの市区町村に住居地の届出を行ってください。

◎ [特別永住者の方はこちら](#)を御確認願います。